

会議録

会議の名称	平成30年度 第3回 西東京市地域自立支援協議会計画改定作業部会
開催日時	平成30年7月19日 午後6時30分～午後8時10分
開催場所	西東京市田無庁舎 5階502会議室
出席者	高田部会長、橋爪副部会長、天宮委員、根本委員、櫻井委員、久松委員、小矢野委員、本波委員
欠席者	室山委員、山口委員、小澤委員
傍聴者人数	2人
議題	(1) 重点推進項目1～5について (2) その他の視点について
会議資料の名称	資料：現行計画の「5つの重点推進項目」の振り返り
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会議内容

開会

1 部会長挨拶

部会長より挨拶

第1回・第2回欠席委員の自己紹介

事務局より会議開催に関する説明

第2回計画改定作業部会 議事録の確認

資料確認

2 議題

(1) 重点推進項目1について

○事務局より資料 説明

○委員：

重点推進項目1について、疎外から調和に向けた努力が必要。日本は、民主主義国家であるが、生きづらさを感じている市民がおり、憲法13条の理念と反している。行政は、市民とともに、社会意識の醸成を図るべきである。具体的な解決方法としては、市報や、パンフレットの作成、義務教育課程での総合学習の活用（障害者と健常者の相互理解活動・教育）が挙げられる。

公立学校には、福祉教育専門のスクールソーシャルワーカーを配置すべきである。

○委員：

行政としては、西東京市の障害児の支援が充実してきたと考えているのか。「いままで進めてきたこと」に書かれている内容を見ると、重点推進項目として掲げている割に

は、一般的な内容が示されているように見える。成果がみえているのか疑問。

○委員：

この5年間では放課後等デイサービスの充実があり、近隣市に追い付いてきたと感じている。

○事務局：

市の各施策の状況について洗い出したが、新規事業だけではなく、継続して実施してきた内容についても挙げている。

○委員：

障害者基本計画は、障害者だけでなく地域の人に広く理解してもらう必要があると認識している。障害福祉計画にも、障害のある子どもへの支援の充実が示されているが、障害者基本計画では別の視点を打ち出す必要があるのではないか。特に、事業者やサービスの提供以上に、市民に対する発信をより考える必要があるだろう。

「支援」は確かに大事だが、どちらかというところ障害福祉計画マターだと思われる。個人的な考えだが、障害者がより生きやすくなるには市民の理解が必要である。そうした点を、障害者基本計画ではより強く打ち出してもよいのではないか。たとえば、市長の名前でパンフレットを作り、1軒1軒家をまわって障害者を理解し、地域の一員として、必要不可欠な存在である旨を訴えるような活動をすることで、市民の理解向上を図るような計画になって欲しい。

全体の方向性として、具体的にどの支援が足りない、というだけでなく、視点をより広げて、市民全体に向けてることが必要ではないか。

○委員：

委員の意見は重点推進項目の2に該当するのではないか。

○委員：

内容的には2だが、計画全体に関わる概念だと思われる。

○事務局：

西東京市においては、これまで障害福祉計画に障害福祉サービスだけでなく、より大きな障害者の暮らしに関する理念等を盛り込んできた経緯がある。今後、大幅な軌道修正は難しいが、計画年5年間で時代に沿うような要素を盛り込めるようにしたい。

○委員：

障害福祉計画に「理念」が盛り込まれているのは、サービス量の見込みだけでは福祉計画と言えないのではないか、という考え方が過去にあり、サービス量だけではなくその考え方も併せて示そう、との意向があったためである。

○委員：

今日の会議の目的は、重点推進項目5項目の見直し案を議論することでよいか。

○委員：
障害者基本計画と障害福祉計画の差別化、棲み分けは必要である。
重点推進項目の1については、家族支援は重要な視点なので、事務局案には異論はない。

○委員：
5年間の具体の課題は何だったのか、をより強く意識した上で議論したい。

○委員：
その考え方には賛同する。

○委員：
先に述べたスクールソーシャルワーカーの配置のように、課題に対する具体策を議論できるとよい。

○委員：
保護者に対し、適切、的確な情報が届いていないことが課題だと考えている。サービスが提供できていないというより、何が利用できる、という情報が伝わらないと、状況は改善されない。障害のある子どもに対し、相互の情報伝達の仕組みを考えるべきだろう。

相談窓口については、重点推進項目の3とも関わるが、相談を受ける側の質の向上が大きな課題だと思われる。多岐にわたる障害を理解できるような相談員の育成は簡単ではないが、何らか取組が必要だと思われる。

○委員：
情報アクセスについては「アクセスカード」のような、連絡先を告知するカードを配布する等が考えられる。

相談員の育成については、市単独では難しい。外部委託によるコミュニティソーシャルワーカーを配置することで、地域住民のニーズをタイムリーに市に伝える、というスキームが考えられる。

○委員：
情報や仕組みがあっても、当事者の視点での使いやすさがないと難しい、と思われる。そうした視点をとり入れることも必要だろう。

(2) 重点推進項目2について

○委員：
今までに色々な取り組みがされてきたが、なかなか理解は進んでいない、という現状認識は改めて重要だと思われる。

個人的には、特効薬はない。草の根的に、コミュニティの中で、少人数単位で障害者との交流を図るなど、泥臭いやり方をしないと改善されないと思われる。

社会福祉協議会のコミュニティや、公民館での講座を数多くやること、民生委員の障害福祉部会との連携、市民団体との連携など、小さい集まりで行う啓発活動を行うなど

しかないと思われる。

こうした取り組みの中で、市はそうした場づくりをする、支援を行うなど、何らかの役割を定義した上で、5年程度継続的に取り組み、結果を検証すると良いだろう。

学齢期については、学校教育で障害理解を高める取り組みの為に、おぎなりの形式だけではなく、継続して組み込むことの両輪が、理解の促進につながるのではないかと。

○委員：

教育機関としての意見だが、本校では生徒募集も兼ねて、10年間「心の作文コンクール」を行っている。障害者に関するTVの取材を受けたものを中心にDVDに編集し、中学校に送り、道徳の授業等で見てもらい、障害者についてどう思いますか、という作文を夏休みの課題にしている。日本ではかなりの課題があるが、夏休みの課題を作るとは、教師も適切な課題なのか否かについて談義している。

去年は、作文コンクールに、中学1・2・3年生で1,300篇寄せられた。残念ながら、西東京市からはあったか定かでないというのが、現状。コンクールなので、審査をし、優秀者は学園祭に招待し、表彰式を行っている。秋田県からの応募もあり、学園祭への交通費は学校が支給している。本校は私立学校だが、生徒募集の一環としても取り組んでいる。

幼小中高、混合教育、障害者教育をしている学園に募集をするにあたり、インターネットによるアクセス、メールによる問合せが増えており、直接会ってお話をするという対人コミュニケーションが大人であっても低下している。窓口で話すことや、自分の子供のことについて、いろいろ話すことが恥ずかしかったり、苦手だったりする傾向がある。

作文コンクールは、公立中学校にも採用してもらおうといい。ただし、障害や障害者についてイメージが湧かない児童生徒も少なくない。映像、朗読、写真や、あるいはコストがかかるのであれば、ネット上で動画を作成し、リンクを教えるなどしてフリーアクセスしてもらおう等の取組は必要だろう。また、作文の題材は「障害って何」「障害という言葉は正しいの」等、中学生の為、考えやすいものとし、それに沿ってDVDを作成する。現在、ITの危険啓発等、警視庁からDVDやインターネットにて多く出ている。子ども達に、動画をスマートフォンで閲覧できるようにして、文章にすると、簡単に夏休みの課題ができる。正しいとは思わないが、このような時代に沿ったやり方は、双方から望まれるのではないかと。本校は、混合教育をしているため、障害者と健常者の学生間でもめることも多く、対応しているが、相互理解が根底にないと解決が難しい。そのため、このような課題に健常者に取り組んでもらうのは、学校教育の代表としては、教育上は必要だと思う。

○委員：

コミュニケーション、情報取得に関する支援の充実も不可欠である。

解決策としては、西東京市の福祉人材づくりの拠点として西東京市市民福祉カレッジを創設することが挙げられる。福祉を学び、福祉に貢献する良き市民人材を確保することを提案する。

○委員：

現状の取組の頭打ち感は感じる。重点推進項目の2、4、5は当事業所でも重点項目

としている。開催して、参加者を待つ形ではうまくいかない。こちらから出向かなくてはならない。来てください、見てくださいでは難しい。まず行かなくてはならないが、だれが行くのが重要である。

行政が活動をしたくなった場合に、事業者がどのように動くのかを知り、どうすれば、事業者がメリットを感じて動くのかを知ることが活動を活性化するのではないかと思う。

一方でカレッジと意見があったが、学びはキーワードになりうる。意外にも学びたいと訪れる人はいる。やり方次第ではあるが、カレッジはいいと思う。

○委員：

障害者差別解消法の施行後、各市でパンフレットなどを作っているが、西東京市では現状どのような取組、広報を行っているか。

○事務局：

平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行され、2年目になり、今年度より、市報に大きく告知文を掲載している。

教育現場の早期の教育という事に関して、なかなか具体的な着手が進まないとの意見を多く頂き、課題となっている。たまたま本日、職員と一緒に、市内学校に対し、これまでの取組内容の説明と、学校の中で人権教育の一環として時間を設けてもらえないかと相談を始めたところである。教育現場は、一緒に取り組みたいとの意向はあっても、体制の整備が整わないと進まないという問題がある。ただ、東京都の条例改正の話もあり、まずは、小中学校生の理解を進め、理解を持った上で、大人になってもらう事で、未来の西東京市を支えるために、早急に取り組みたいと説明している。今後実施できるのか、また一つできれば、次段階に進めることを目指して進めている。

障害者サポーター養成講座は、平成27年度から、今年度も各月に「カノン」に業務依頼して、当事者の目線から、考え等を、情報共有していく為に、市民に実施している。

また、職員に対しては、行政は、障害者差別解消法は努力義務ではないので、全職員に対して入職の都度、障害者差別解消法について説明している。

○委員：

学校教育やFace to Face での取り組みは重要だが、根底の部分として、広い理解を促進するためにパンフレットのようなツールの作成、配布の必要性を感じる。

○事務局：

高齢介護分野ではパンフレットがあるが、障害分野ではないので、そうした取り組みがあってもよいと感じている。

○委員：

重点推進項目の見直し案は、「共に」支え合う社会を目指します、とすると良いだろう。

(3) 重点推進項目3について

○委員：

人材育成は難しい。

○委員：

問題点として基本計画は、10年単位や、5年単位に見直しなので、各年の成果がつかみにくい。そのため、市民満足度アンケート調査を毎年実施し、市民にフィードバックするべき。また、よりよい予算執行を断固されるべき。

○委員：

誰もが気軽に相談できる体制を目指すべきなのか。より重要なのは、基幹相談支援センターの機能強化、その上での良質な相談支援機関の横展開、といった相談の質の向上だと考える。機関相談支援センターを、「そこに行けばすべて解決する」という理想的な相談支援機関にし、それを横展開していくべきではないか。

○委員：

問題解決ができるような相談支援センターの必要性を感じる。

○委員：

現状の基幹相談支援センターの問題点は何か。

○委員：

基幹相談支援センターは困難事例を解決できる技量がなく、相談事業所間でのなすりつけあいになったしまっていると考えている。話をしても解決できない。資格ではなく、社会資源をもって、高齢化となった時に、こういう方々にどう対応していくかが課題。さくらの園の相談支援事業所に伺ったところ、困難事例等のケースで、基幹相談センターに相談しても任せられないので、自分たちで調べて解決に結び付けていると聞いている。事業所自身で解決できるのはいいことではあるが、本来は、連携してお互いに助け合いながらできるのがよい。

基幹相談センターは一般の方を門前払いするのではなく、関係機関への紹介や、相談者の話をしっかりと聞くことが必要。

○委員：

基幹相談支援センターでも対応できない場合、市のみで全ての解決の糸口を求めることは適切なのか。民間の中に、コミュニティソーシャルワーカーの活用などは考えられないか。

○委員：

コミュニティソーシャルワーカーは、社会資源の紹介等はできるが、具体的な相談や課題解決は難しいかもしれない。やはり、基幹相談支援センターの相談員の力量が重要だと考える。

世の中の流れとして、ワンストップという考え方が存在する。やはり相談したら、どこかに紹介してもらえろという場所が必要。

○委員：

障害福祉課が基幹相談支援センター機能を担うのは、マンパワーの問題等で難しいと思われる。

○事務局：

事務局としても問題意識がある。基本計画でも触れないといけない。

○委員（事務局代読）：

山田病院が昨年度、行ったアンケート調査では、回答が1,600件あり、その中でも「どこにどう相談したらよいかわからない」という意見が非常に多かった。調べる方法として、インターネットやTV、広告等もあったが、かかりつけ医や知人、友人という、人を介する方法を回答された方も多く、相談窓口を周知させることも大事だと考えている。

人を介しての情報に、満足や信頼が高いようだ。身近にふれるかかりつけ医や友人など、先程、草の根運動というお言葉もありましたが、まずは知ってもらうことが大事だろう。

○委員：

相談支援を外部委託するとしても、それだけで解決するとは考えにくい。市役所が西東京市の事業所を把握していて、どこまで対応しているのか情報を知りたい。個人的にも、相談をしても解決してもらったことがない。西東京市における相談支援の状況に関しては厳しい状況だと認識である。

また、相談支援員の力量というより、相談内容の解決に伴う動きが難しいことが現状で、より大きな課題だと思われる。解決策は見えていても、人材不足の問題等があり、動きができていない場合等がある。実際、動きを起こせば、ほとんど解決する。その動きを基幹型なり、相談がとれない事が問題。その問題をどう解決するかを考えないと、相談を受ける形だけを整えても難しい。動きを充実させるために、民間や外部の力を活用するのなら良いと思う。基幹型の現状で何が難しいのか、基幹型で何を指すのかというのが出てこないに進まないのではないか。

○委員：

「えぼっく」は基幹相談支援センターではないのか。

○委員：

「えぼっく」は基幹相談支援センターではない。

○委員：

困った時には「えぼっく」へ、となっているが。「えぼっく」ではなく、基幹相談支援センターのある障害福祉課へ行くべきなのか。

○委員：

行政側は手帳を出すことや、サービスを提供する等の業務があるのに加え、相談支援業務にも対応が必要となると業務量が過大になる印象を受ける。どのように業務を遂行しているかは不明だが、それは問題ではないのか。たとえば、西東京市に福祉職がお

り、相談業務を専門に行うのであればよいが、行政職が、福祉サービスや、区分申請、窓口相談も受けており、忙しそうにしている中で、ちょっとした相談ではなく、深刻な相談の際も市役所に行く場合、親身に相談にのってくれるのか、と不安に思うだろう。

すごく悩んだとき、1時間ほど話を聞いてほしいという場合もある。よっぽどの相談でないで窓口をこない方も多いので、息も苦しい中で、やっとの思いで相談に行って、話を聞いてほしいときに、窓口で忙しそうにしており、時間もとれず、周囲に人がいる中では、難しい。そのような環境は本当の相談体制ではないと思う。

○委員：
重点推進項目の代案はあるか。

○委員：
外部委託は、緊張感や、チェック機能が働き、満足の向上が得られる。課題解決には人材確保が重要だと感じる。実効性のある改革が必要。外部の人材などを適材適所で配置し、福祉のプロフェッショナル集団による常時相談体制の確立が求められる。

○委員：
現行計画通りの表現でも良いと考える。

(4) 重点推進項目 4 について

○委員：
「活躍を後押し」というと、社会参加はうまくいって、より一層の活躍を支援するという考え方を感ずるが、実際、就労を含めた障害者の社会参加が、5年前に計画した段階まで、至っておらず、更なる支援が必要な状況にある。ざっくばらんに言うと「活躍」の前に社会に出ることが、より重要なフェーズにあると感じている。

○委員：
「社会参加」はまだまだ足りないので、言葉をとってしまわない方がよい。一方で、パラリンピックの開催等も視野に入れ、「活躍」を後押しする視点も打ち出してもよい。「社会参加」と「活躍」を二つ盛り込んではいけないのか。

○委員：
「自己実現」という言葉ではどうか。ひとりひとりの自己実現を応援する。「社会参加」と「活躍」を包含する言葉だと思う。

(5) 重点推進項目 5 について

○委員：
「安心」という言葉をとってしまうと、逆に不安を感じる。

○委員：
土台の安心があって、暮らしやすい、となる。

○委員：

「心豊かに生きられる」といった表現ではどうか。

障害者の日中の活動場所や、住宅確保の不十分さをどう解決していくかが問題となる為、東京社会福祉士会による「住宅ソーシャルワーカー」による支援を要請することを提案する。

(6) その他の視点について

(事務局より資料説明)

○委員：

障害福祉サービスから介護福祉サービスに移行した時の連携について「情報共有ツール」の活用を検討しているというが、シンプルなものではなく、障害者のパーソナリティ、障害特性のような、詳細の情報を盛り込んだツールとなることを望む。

○委員：

おそらく国からおりてきているもので、市が作るものではないが、どうやって活用していくかが大事なこと。

○委員：

高齢化への対応について、保谷障害者福祉センターでリハビリをしていた人が、65歳になると利用できなくなりデイサービスの利用に移行することで、適切な障害者向けのリハビリができなくなるようなことが起こっている。

体の衰えが心配なので、相談するが、ルールと一蹴される。その人に必要なサービスをフレキシブルに使えるような街になってほしい。今後そうした事例は増えてくる。65歳になった時に何が使えなくなるのか、みんな不安である。1年前から準備をしても不安は変わらない。

○委員：

法制度上は、介護保険優先だが、障害の特性により、障害者総合支援法では65歳以上や、入所型施設でも使用可能。法制度上は、優先ではあるが、特性に応じて使用可能になっている。

○委員：

介護保険サービスの事業者に、障害者を理解してくれる人を増やすことが重要だろう。

また、障害者週間で、西東京市が講演会を行っているが、来場者が障害福祉関係者や当事者に偏っている。一般市民や高齢福祉関係の参加者が少ない。宣伝、広報をより工夫することの重要性を感じる。

○委員：

医療的ケア児への支援について、障害福祉計画ではなく、障害基本計画の「その他」の対象なのか。今年の4月から新しく入った箇所ではある。第5次障害福祉計画にも盛り込まれている箇所だが。

○委員：

重点推進項目の3に、相談できる体制という表現ではなく、相談できる「責任」体制としてはどうか。

○委員：

基幹相談支援センターの方向性については、何らか盛り込む必要があるだろう。

○委員：

障害者団体等の意見をヒアリングし、取りまとめて載せて頂くとより課題が明確になる。

サービスの提供側もこれ以上、対応できる体制がない。そこをうまく回るよう、調整するのが行政の役割だと思う。ヒアリングするなどして、苦しんでいる人の状況を把握することで、解決策がみえてくるのではないか。

○委員：

市、事業者、当事者も大変だが、協力していい方向に向かうように努めていきたい。

3 事務連絡

今回は8月23日、午後6時30分より開催する。

閉会